

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項において準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和2年3月5日付けで行った、法24条9項において準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分には、違法性又は不当性がある旨を主張し、本件処分の取消しを求めていると解される。

1 本件処分は、事情を軽視して判断されている。

審査請求書に添付したとおり、専門家である医師2名により、「日常生活を送るためにはハイドロコロイド包帯が必要である」という意見（診断書）を頂いている。処分庁は、診断書を作成した時期を問題にしているが、処分庁に相談を始めた当初（平成26年5月）から同包帯は必要であり、その状態は、本件申請前も後も変わっていない。

2 法令の解釈を誤っている。

医療扶助実施方式の規定では、「原則として、国民健康保険の療養費の例の範囲内とする。」との記載があるが、あくまで原則であり、例外の余地を残している。

例外的に出すかどうかは、「健康で文化的な最低限度の生活を維持するために必要な給付をすること」という法の趣旨に沿って解釈されるべきであり、例外の検討をせずに単に形式的に不支給とした処分庁の判断は誤っている。

3 現在、治療材料費が支給されている。

令和2年8月現在、〇〇クリニックの意見書に基づき、アトピーの治療材料費として、ハイドロコロイド包帯の購入費の一部が支給されている。したがって、本件処分及び過去の相談時の支給はできないとの判断は誤りである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 1月15日	諮問
令和3年 2月25日	審議（第52回第2部会）
令和3年 3月19日	審議（第53回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討し

た結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性等

法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとする。

また、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとし、同条2項は、前項の基準は、要保護者の・・・保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならないと定める。

(2) 申請に基づく保護の決定

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとする。そして、同条9項は、同条1項及び3項の規定を保護の変更の申請について準用する。

(3) 医療扶助の適用

ア 法15条柱書は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、同条2号は、医療扶助の範囲として「薬剤又は治療材料」を挙げている。

イ 治療材料の給付

(ア) 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく

処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）第3・6は、治療材料の給付につき申請があった場合には、必要事項を記載した給付可否意見書（治療材料）を要保護者に交付し、すみやかに指定医療機関において所要事項の記入を受け、福祉事務所長に提出するよう指導することとする。

(イ) 運営要領第3・6・(3)・ア・(ア)は、国民健康保険の療養費の支給対象となる治療用装具は、その例により現物給付とするとし、同(ウ)は、(ア)に掲げる以外の材料については、それを治療の一環として必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合は、以下により取り扱うとする。

a 治療材料の費用が25,000円以内の場合、必要に応じて都道府県知事に技術的な助言を求めた上で給付すること。

b 治療材料の費用が25,000円を超える場合、厚生労働大臣に対して特別基準の設定につき情報提供すること。

(ウ) 運営要領第3・6・(3)・ア・(エ)は、治療材料の給付につき、要否の判定に疑義のある場合は必要に応じて都道府県知事に技術的な助言を求めることとする。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件申請を受けて、請求人らが当時受診していた〇〇病院に対し、ハイドロコロイド包帯の給付についての意見を求めたところ、〇〇病院から、請求人らについて当該包帯の給付を要しないとの各意見書を収受し、〇〇福祉事務所の嘱託医からも同様の意見があったことから、ケース診断会議で当該包帯の給付を要しないとの結論を得て、さらに

都保護課にも確認した上で、最低限度の生活の需要を超えるものと判断し、本件申請を却下することを決定したことが認められる（本件処分）。

ハイドロコロイド包帯は、国民健康保険の療養費の支給対象となるものではないから、運営要領によれば、治療の一環として必要とする真にやむを得ない事由が認められることを要するところ（1・(3)・イ・(イ)）、上記の経緯からすれば、処分庁がそのような事由は認められないとして、当該包帯の給付を要しないとすることは合理的な判断といえることができる。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいて、適切になされたものと認められ、違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人の主張について

(1) 請求人は、上記第3・1のとおり、本件処分は、医師による診断書等の事情を軽視して判断されていると主張する。

しかし、本件処分当時の〇〇病院の給付可否意見書及び嘱託医の意見によれば、ハイドロコロイド包帯の給付を要しないとのことであり、これらを踏まえた本件処分が違法又は不当であるとはいえない。

(2) また、請求人は、上記第3・2のとおり、医療扶助実施方式の規定の例外について検討せずに形式的に不支給とした処分の判断は法令の解釈を誤っている旨主張する。

しかし、処分庁は、運営要領の「国民健康保険の療養費の支給対象となる治療用装具」に該当しないハイドロコロイド包帯について、「それを治療の一環として必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合」に該当するかを判断するために、〇〇病院に給付可否意見を求めているのであって、法令の解釈を誤っているものとはいえない。

(3) さらに、請求人は、上記第3・3のとおり、現在、治療材料費が支給されていることから、本件処分が違法・不当であると主張する。

しかし、本件処分後の事情からハイドロコロイド包帯の経費に係る支給が認められたとしても、そのことをもって本件処分が違法又は不当になるものとはいえない。そして、本件処分が法令等の定めに則った適切なものと認められることは、上記2に示したとおりである。

(4) 以上によれば、請求人の主張はいずれも理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来